

# ひょうご・こうべ 女性活躍推進企業

(ミモザ企業)

を募集しています!

兵庫県及び神戸市は、職場環境づくりや、女性のキャリア形成や登用・定着促進などに積極的に取り組む企業を応援しています。

ひょうご・こうべ女性活躍推進企業認定

## 募集期間

2023年

11月1日(水)

11月30日(木)

## ミモザ企業とは

ミモザは国連が定めた「国際女性デー(3/8)」のシンボルであることから、女性が活躍する職場づくりに積極的に取り組む企業を「ミモザ企業」とネーミングしました。



ひょうご・こうべ  
女性活躍推進認定  
ミモザ企業

「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業認定」  
認定マーク

## 認定のメリット

- 1 認定マークが使えます。** 企業 HP や名刺に認定マークを使用し、女性活躍・SDGs に取り組む企業として PR できます。
- 2 積極的に PR します!** 県の特設サイトで企業名や取組内容に加え、各企業 HP のリンクを掲載するなど、積極的に PR します。
- 3 人材確保にも。** 合同就職フェアへの出展、女性活躍企業フォーラム等で紹介します。
- 4 入札参加資格において加点対象。** 兵庫県の建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格において、技術・社会貢献評価数値の加点が受けられます。
- 5 保証料率の割引** 兵庫県信用保証協会の保証料率の割引が受けられます。(平均 20%)

オンラインで申請できます。申請方法など詳しくは裏面をご覧ください。

# 「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業認定」とは？

企業が自己診断により、現状を数値化・見える化し、課題や今後の取り組むべき方向性等を確認することができ、一定の基準に達した企業等を県が認定します。

だれもが活躍できる職場づくりに向けた気運醸成やステップアップを後押しするとともに、SDGsにもリンクし「選ばれる企業」としてのブランド力向上と人材確保を支援します。



## 対象企業

次のいずれにも該当するもの

- ・県内に本社または主たる事務所がある。または、人事労務の権限があるなど支社単位で取組を行うことができる場合は、代表支社（原則として県内で1件）・県内支社グループでの申請が可能
- ・兵庫県条例第35号暴力団排除条例第2条(1)～(6)のいずれにも該当しない
- ・過去5年間に於いて、労働関係法令に著しく違反する事実がない

## 認定基準

### 全20項目のうち14項目（7割）以上達成で認定！

数値の記入は6項目のみ。中小企業でもチャレンジしやすい項目設定です。

認定項目は以下のような内容です。

#### 1. 企業の取組姿勢

例) HPや社内報などに女性活躍の取組を掲載等

#### 2. キャリア形成支援

例) 女性従業員向けのキャリア形成研修、管理職向けの意識改革セミナーの実施等

#### 3. 女性の登用促進

例) 管理職（部長・課長級相当職）に占める女性割合が、全国平均以上である等

#### 4. 女性の定着促進

例) テレワークやフレックスタイムなど、場所や時間に捉われない働き方を実現している等

## 申請方法

### STEP1

二次元コードもしくはホームページより様式をダウンロード。



▲  
こちらの二次元コードより様式をダウンロードできます

### STEP2

必要事項を記入。

### STEP3

必要書類と合わせて下記あてにEメールもしくは郵送で申請してください。

エクセルシートに記入するだけで電子メールで申請できます！

## 問い合わせ先

＜神戸市内の事業者＞

神戸市地域協働局男女共同参画課

〒650-0016 神戸市中央区橋通 3-4-3

TEL：078-361-6978

FAX：078-361-6477

E-mail：danjyo@office.city.kobe.lg.jp

＜神戸市外の事業者＞

兵庫県県民生活部男女青少年課男女共同参画班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL：078-362-3160

FAX：078-362-3169

E-mail：danjoseishounen@pref.hyogo.lg.jp